

洞爺湖町公有財産売払入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公有財産の売払いの入札を行うため、法令その他特別の定めがあるもののほか必要な事項を定める。

(入札参加者の責務)

第2条 公有財産の売払いの入札に参加した者（以下「入札者」という。）は、この要領及び洞爺湖町契約規則（平成18年規則第35号）第5条に定めている公告及び関係書類の内容に十分留意し、かつ、現地等を確認した上で入札しなければならない。

(売払物件の確認)

第3条 売払物件が土地の場合、可能な限り事前に境界標柱等現況を調査し、隣接土地所有者との境界確認を行い、地積測量図、公図写、登記事項証明書等を整備しておくものとする。

2 前項の場合には、次の各号に掲げる事項について記載した物件調書を作成しておくものとする。

- (1) 都市計画法、建築基準法その他関係法令による規制内容
- (2) 上下水道、電気、及びガス供給施設の有無
- (3) その他売払物件に関する事項

3 売払物件が建物等の場合には、次の各号に掲げる事項について記載した物件調書を作成しておくものとする。

- (1) 建物登記の有無
- (2) 建物の建築年
- (3) 建物の構造
- (4) その他売払物件に関する事項

(現況と関係書類の数量等の優先順位)

第4条 公有財産の現況と関係書類の数量等が相違した場合は、現況を優先して公有財産を売り渡すものとする。

2 前項の場合において、入札者は、現況と関係書類が相違することを理由として契約の締結を拒むことはできない。

(予定価格（最低売払価格）の決定)

第5条 売払物件の予定価格(最低売払価格)については、洞爺湖町普通財産売払い事務取扱要綱（平成29年訓令第21号）第4条により決定するものとする。

2 予定価格（最低売払価格）を記載した書面を開札場所に置くものとする。

(入札参加資格を有しない者)

第6条 次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等と密接な関係を有する者、これらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人）となっている法人その他の団体に該当する者
- (4) 町税を滞納している者
- (5) 正当な理由がなく、町有地の売買契約を締結せず又は履行しなかった者で、当該事実があった日から2年を経過しない者
- (6) 入札参加申込書を指定した期日までに提出していない者
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する当町の職員
（入札の公告等）

第7条 入札の公告は、次に定める事項について、町ホームページその他の方法により行うものとする。

- (1) 売払物件の所在地、面積、予定価格（最低売払価格）、条件等
- (2) 入札に参加する者（以下「参加者」という。）の資格に関する事項
- (3) 申込場所及び期限
- (4) 入札、開札の場所及び日時
- (5) 入札を無効とする場合に関する事項
- (6) 入札保証金、契約保証金に関する事項
- (7) その他必要な事項
（入札応募要領）

第8条 入札応募要領には次に掲げる事項を記載し、希望者に配布するものとする。

- (1) 参加者資格
- (2) 入札保証金
- (3) 入札の無効
- (4) 落札者の契約締結期限
- (5) 契約保証金
- (6) 物件調書等
- (7) 入札書式

- (8) 契約書式
- (9) その他必要な事項
(提出書類)

第9条 入札に参加しようとする者は、町長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 公有財産公募売払参加申込書（第1号様式）
- (2) 利用計画書（第2号様式）
- (3) 申込者の住民票の写し（外国人の場合は外国人としての住民登録を証明する書面。ただし法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書））
- (4) 身分証明書（申請者が個人の場合。本籍地のある役所、役場の発行する身分証明書）
- (5) 誓約書（第3号様式）
- (6) 納税状況等調査承諾書（第4号様式）
- (7) その他必要な書類
(入札保証金)

第10条 入札に参加しようとする者は、洞爺湖町契約規則（平成18年規則第35号）第6条に規定する入札保証金を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により納付された入札保証金について、返納されるまでの間の利息は付さないものとする。

(入札書の提出)

第11条 町は、入札に参加しようとする者に対し、入札書の提出にあたり、次に掲げる事項を周知する。

- (1) 入札書は、所定の入札書により、本人又はその代理人が出頭して封書にて提出すること。
- (2) 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）を記入の上、押印すること。
- (3) 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができないこと。
- 2 入札の執行前において、やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

(入札の無効事由)

第12条 洞爺湖町契約規則（平成18年規則第35号）第15条に該当する入札は無効とする。

(開札)

第13条 開札は、入札の場所において、入札終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

- 2 入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

(落札者の決定)

第14条 予定価格（最低売払価格）以上、かつ最高金額の入札者を落札者とする。この場合において、最高金額の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決める。

2 開札の結果、最高入札金額が予定価格（最低売払価格）に達しないときは、直ちに再度入札を行う。

3 価格競争型プロポーザル方式又は価格固定型プロポーザル方式のときは、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。

(入札結果等の通知)

第15条 落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、入札者に通知するものとする。

2 落札者には、契約の締結について必要な事項を通知する。

(入札保証金の返還)

第16条 入札保証金は、入札終了後に返還する。ただし、落札者に対しては当該入札に係る売買契約を締結したときに返還する。

2 入札保証金は、落札者の申し出により第20条の契約保証金に充当することができるものとする。

(契約の締結)

第17条 落札者は、洞爺湖町契約規則（平成18年規則第35号）第33条の規程に基づき、決定の日から7日以内（洞爺湖町の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に規定する町の休日の日数は、算入しない。）に遅延なく契約書を取り交わすものとする。ただし、落札者からの申出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金は、町に帰属する。

4 この契約の締結に要する費用は、落札者の負担とする。

(用途の制限)

第18条 落札者は、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

(議会の議決を要する契約の措置)

第19条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第39号）第3条に該当する契約を締結しようとするときは、議会の議決のあったと

きに本契約を締結する旨を記載した仮契約書を作成し、議会の議決後本契約書を作成する。この場合において、当該契約書に、議会の議決のあったときに本契約としての効力を生ずる旨を記載することにより、本契約書の作成を省略することができる。

(契約保証金)

第20条 落札者は、契約締結時までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

2 契約保証金は、落札者の申し出により、売買代金に充当することができる。

(売買代金の納付)

第21条 第17条の規定により町と売買契約を締結した者（以下「契約者」という。）は、売買代金（前条第2項の規定により契約保証金を売買代金に充当する場合は町が指定する金額）を、指定する期日までに納付しなければならない。

2 契約者が前項の金額を納付しないときは、契約を解除することができる。この場合、契約保証金は町に帰属する。

(所有権移転登記等)

第22条 町は、売買代金の納付を確認した後、契約者からの請求により、売払物件の所有権移転登記を行う。ただし、売払物件が未登記建物の場合を除く。

2 売払物件が未登記建物である場合において、契約者が表題登記を行う時は、町は、売買代金の納入を確認した後、登記に必要な書類を契約者に交付し、契約者において建物表題登記を行う。

3 前2項の登記手続に要する費用は、契約者の負担とする。

(公租公課)

第23条 売払物件の所有権移転後の原因により生じた公租公課は、契約者の負担とする。

(その他)

第24条 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(第 1 号様式)

公有財産公募売払参加申込書

令和 年 月 日

洞爺湖町長 様

町有財産の売払いについて、参加資格・条件内容等を承諾の上、次のとおり参加を申込みます。

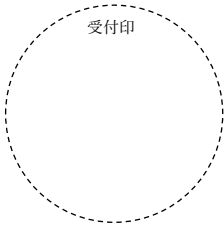
1、応募物件

物件番号	受付番号
	(記入不要)

2、申請者

住 所 (所在地)	〒
氏 名 (法人名・ 代表者名)	フリガナ
	⑩
電話番号	

- ※ 署名又は記名押印をしてください
- ※ 記名押印する際の印は、印鑑証明書の印を使用してください。
- ※ 代理により入札参加を行う場合は、別途委任状が必要となります。



(第 2 号様式)

利 用 計 画 書

令和 年 月 日

洞爺湖町長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(会社名及び代表者名)

※ 署名又は記名押印してください

次のとおり利用計画書を提出します。

利用計画	(具体的に記入してください。)
備考	

(第 3 号様式)

誓 約 書

令和 年 月 日

洞爺湖町長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(会社名及び代表者名)

※ 署名又は記名押印してください

私は、下記の事項について誓約します。

なお、洞爺湖町が必要な場合には、下記の事項について伊達警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 2 上記1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではありません。

(第 4 号様式)

納税状況等調査承諾書

令和 年 月 日

洞爺湖町長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(会社名及び代表者名)

※ 署名又は記名押印してください

私は、洞爺湖町における町有財産の売払いにかかる入札又は抽選へ参加するにあたり、洞爺湖町が申請条件資格の確認を行うに当たり必要があるときは、申請書に記入した項目及び納税状況等について調査することを承諾します。

(第 5 号様式)

委 任 状

私は、次の公有財産の売払いにかかる入札又は抽選への参加に関し、次の者を代理人と定め、売買契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

洞爺湖町長 様

1、対象となる公有財産

物件番号	
------	--

2、受任者及び委任者

受任者	住 所 (所在地)	〒
	氏 名 (法人名・ 代表者名)	フリガナ
		印
委任者	住 所 (所在地)	〒
	氏 名 (法人名・ 代表者名)	フリガナ
		印

※ 法人社員が法人代表者を代理する場合も「委任状」が必要となります。

※ 受任者の方は、入札等において必ず「受任者の印」を使用しなければなりません。

(第 6 号様式)

入 札 書

洞爺湖町長 様

物件番号	
区 分	
所 在 地	

入札 金額	十億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
----------	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

※消費税及び地方消費税を除いた金額を記入してください。

上記のとおり入札します。

年 月 日

住 所	
入札者	
氏 名	㊟
住 所	
代理人	
氏 名	㊟

※ 入札書には、入札参加申込書に押印した印鑑を押印してください。
※ 代理人が入札する場合は入札者の住所及び氏名（押印は不要）を記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状（様式第 5 号）の受任者使用印を押印してください。
※ 金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。なお、金額の訂正は失格事由となります。

(第 7 号様式)

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

年 月 日

洞爺湖町長 様

令和 年 月 日入札の _____ 買受けに係る入札保証金の返還を請求します。
返還する際は、下記の口座へ返還してください。

入札保証金額 金 円

入札保証金 返還請求者		フリガナ		
		住 所	〒	
		フリガナ		
		氏 名	⑩	
振込先		預金種類	口座番号	口座名義
銀行名	支店名			
		普通		
		当座		